

総会

配布：一般

2017年4月20

第71会期

議事日程議題 133

2017年4月6日に総会により採択された決議

[第五委員会の報告書に基づく (A/71/717/Add.1)]

71/283. 国際連合事務局における説明責任制度に向けた進展

総会は、

2004年12月23日の59/272および2006年5月8日の60/254の総会諸決議、2006年5月8日の総会決議60/260の第I節および2006年7月7日の60/283、2006年12月22日の61/245、2009年4月7日の63/276、2010年3月29日の64/259、2012年4月9日の66/257、2013年4月12日の67/253、2014年4月9日の68/264、2015年4月2日の69/272並びに2016年4月1日の70/255の総会諸決議を想起し、

国際連合事務局における説明責任を強化することおよび全ての加盟国に対する事務局の任務遂行に対する事務総長の説明責任に対する総会の公約を再確認し、

説明責任は、事務局のあらゆるレベル、特に最高級レベルでの、通知と強い関与を必要とする効果的且つ効率的な管理の中心的な柱であることを強調し、

国際連合に関連する説明責任制度の策定における監視機関の重要な役割を認識しまた再確認し、

国際連合事務局における説明責任制度に関する事務総長の第六回進捗報告書¹および行財政問題諮問委員会の関連報告書²を審議し、

¹ A/71/729.

² A/71/820.

国際連合制度組織における不正防止、発見および対応に関する合同監査団の報告書を伝えている事務総長ノート³および事務総長のコメントとそれに関する国連制度最高執行委員会のコメント⁴を伝えている事務総長の関連ノートをまた審議し、

1. 国際連合事務局における説明責任制度に関する事務総長の第六回進捗報告書¹に留意する。

2. 行財政問題諮問委員会の報告書²に含まれた結論と勧告を是認する。

3. 説明責任の欠くことのできない構成要素の一つとして、国際連合憲章、国連決議および規則と規定の遵守の重要性を強調する。

4. 定期的な監査検討および関連する勧告の発出を通して実行される、外部および内部監査制度の欠くことのできない役割を、また管理者が責任を負っている活動を監視することにおいて管理者の任務遂行を強化することを目的とする、監視機関の勧告の完全且つ時宜を得た履行が、説明責任のあらゆる有効な制度の欠くことのできない部分であることをまた強調する。

5. 国際連合制度を通して合意されることになっている、不正を構成するもの、並びに疑いのある不正行為または推定される不正行為についての、一連の一つの定義を準備することに関連した国際連合制度最高執行委員会の管理に関するハイレベル委員会の現行の活動を歓迎し、そして事務総長に対し、国際連合制度最高執行委員会の委員長の資格で、この一連の定義の完了を促進しそして第七回進捗報告書の文脈においてこれに関連して報告するようにこの作業を促進することを要請する。

6. 国際連合事務局の不正防止および腐敗防止枠組の設立および報復に対する保護に関する政策の更新をまた歓迎し、そして事務総長に対し、それらを強化することまた第七回進捗報告書においてその実施と講じられた措置の影響について報告することを要請する。

7. 事務総長に対し、本部および現場での任務における不正に関する内部管理と政策をより良く実施するため、2017年半ばまでに包括的な不正リスク評価を実施すること、そして第七回進捗報告書の文脈において最新情報を提供することを要請する。

³ A/71/731.

⁴ A/71/731/Add.1.

8. 事務総長に対し、不正防止条項および規定に特に注意して、売り主や実施パートナーなどの第三者が関与することについての法的文書を、更新することをまた要請する。

9. 平和維持活動を含む、国連全体での事業リスクマネジメントを実施することにおいて為された進展に留意し、そして事務総長に対し、全ての平和維持活動において制度の包括的实施を確保した第七回進捗報告書の文脈において最新情報を総会に提供することを要請する。

10. 国際連合財政規則を更新することを含めて、ドナーや実施パートナーとの協定の準備のための指針を更に策定することの重要性を認める。

11. 報復に対する保護に関する更新された政策を歓迎し、そして保護の文化を確実にした国連内の説明責任を高めるため政策の明解な情報交換および効果的な実施並びに執行の必要性を強調する。

12. 事務総長に対し、国連が、重大な不正を報告することを奨励し、報復から告発者を保護しそして報復が発生することを防止するため介入することを確実にするため国連の過程と対応を高めることを要請する。

13. 成果重視型管理と業績報告は、包括的な説明責任枠組の欠くことのできない柱であることを再確認する。

14. 事務総長は、国際連合の通常の活動における成果重視型管理の実施のための、一定の時間的枠組や明解な里程標を伴った詳細な計画を第六回進捗報告書に含まなかったことに留意し、そして事務総長が、第七回進捗報告書においてそのような詳細な計画を含めるという総会の要請をくり返し表明する。

15. 総会決議 70/255 の第7項を想起し、そして事務総長に対し、行財政問題に関する総会の関連諸決議の実施状況を監視するための追跡メカニズムを使い続けることをそして計画の隔年業績報告書にそのような決議の実施に関する包括的な情報を含めることを要請する。

16. 上級管理者契約と職員業績管理制度の両方は、説明責任制度にとって重要な道具であることをくり返し表明し、そして事務総長に対し、それらが説明責任の有意義なまた強力な文書になることができるように、これらの道具の中に具体的で、計測可能で期限を定めた業績目標を組み入れることを要請

する。

17. 時宜を得た文書の提出は、加盟国に対する事務局の説明責任の重要な側面であることを強調し、そしてこれに関連して事務総長に対し、関連する管理者の指標の上級管理者契約の中への継続した組み入れを確実にすることそして第七回進捗報告書においてこの問題について報告することを要請する。

18. 権限が委譲される者のあらゆるレベルでの十分に定義された役割と責任の発布、監視に関する組織的な報告制度および委譲された権限の行使並びに権限の管理不行き届きまたは濫用の場合に取りられることになっている行動を通して現在の権限の委譲制度における欠陥に対処する事務総長の必要性を強調する。

19. 総会決議 70/255 の第 23 項を想起し、そして事務総長が、次の年次進捗報告書に、説明責任枠組を強化するために取られた行動の結果の実証証拠と主要な革新的な活動の提供の評価、事業リスクマネジメントを含む、説明責任に関するその影響、不正防止および腐敗防止管理、並びに事務局内の説明責任を更に強化するために必要な追加の行動を含めるという総会の要請をくり返し表明する。

20. 事務総長に対し、これに関連して、第七回進捗報告書の準備において為された進展について総会の第 72 会期の主要部分の期間中に第五委員会に概況説明することを要請する。

第 74 回本会議

2017 年 4 月 6 日